

| | | |
|-------------------|--|---|
| 事業名 | 総合型地域スポーツクラブ育成推進事業（地域教育力再生プラン） | |
| 主管課及び関係課（課長名） | （主管課）スポーツ・青少年局生涯スポーツ課（課長：岩上安孝） | |
| 施策目標及び達成目標 | <p>施策目標 7 - 1 生涯スポーツ社会の実現 達成目標 7 - 1 - 1 平成 22 年度までに、成人の週一回以上のスポーツ実施率を 2 人に 1 人（50%）とする。 達成目標 7 - 1 - 2 平成 22 年度までに、全国の各市区町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成する。</p> | |
| 事業の概要 | <p>本事業は、国民の誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、「スポーツ振興基本計画」に定められた上記目標の達成のため、地域住民が日常的にスポーツを行う場となる総合型地域スポーツクラブの計画的な育成を行うものである。平成 17 年度においては、平成 16 年度育成開始の 200 か所（2 年次）に加え、新たに 200 か所、計 400 か所の総合型地域スポーツクラブの育成を行う。 なお、事業形態は、民間スポーツ団体に対する委託事業として実施している。</p> | |
| 予算額及び事業開始年度 | 平成 17 年度概算要求額：1,864 百万円（平成 16 年度予算額：1,011 百万円） 事業開始年度：平成 16 年度 | |
| 事業開始時において得ようとした効果 | 本事業は、平成 22 年度までに全国の各市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することを目指して、毎年 200 か所に総合型地域スポーツクラブを計画的に育成するため、平成 16 年度に開始された。 | |
| 得られた効果 | 平成 16 年度開始事業であり、その効果はまだ得られていない。 | |
| 得ようとする効果 | <p>引き続き、本事業により総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進し、平成 22 年度までに全国の各市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することを目指す。また、総合型地域スポーツクラブの育成・定着を通じて、国民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進し、成人のスポーツ実施率の向上、ひいては生涯スポーツ社会の実現を目指す。</p> | <p>達成年度 平成 22 年度</p> |
| 必要性 | <p>スポーツは心身の健全な発達を促すとともに、明るく活力に満ちた生き甲斐のある社会づくりに寄与するものであり、我々を取り巻く社会環境が変化する中でますますその重要性が高まってきている。 一方で、我が国の成人の週一回以上のスポーツ実施率は約 38.5% と 50% を超えるヨーロッパの先進諸国に比べて低い状況にあり、国民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりが必要である。 文部科学省では平成 12 年 9 月に「スポーツ振興基本計画」を策定し、国民の誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、成人の週一回以上のスポーツ実施率を 50% 以上とすることを目指し、そのために不可欠な施策として平成 22 年度までに総合型地域スポーツクラブを全国の各市区町村に少なくとも一つは育成することを目指し掲げ、各種施策を推進してきている。これまで文部科学省においてもモデル事業の実施等により育成に向けた支援を続けてきており、平成 15 年 7 月時点で 558 の市区町村においてクラブが育成されているが、その全国化に向けては今後も支援を続けていく必要がある。 また、現在、少子・高齢化の進展や地域コミュニティの弱まりなどにより、青少年の問題行動、子どもたちの社会性の低下や地域活力の低下など様々な問題が引き起こされており、総合型地域スポーツクラブについては、スポーツ活動を通じた家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、子どもたちの居場所づくりや地域教育力の向上などに大きな役割を果たす地域住民の交流の場としての機能も期待されており、今後はその育成をより一層推進していく必要がある。</p> | |
| 効率性 | <p>本事業によって育成される総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の実現のみならず、スポーツ活動を通じた家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、地域教育力の向上などにも大きな役割を果たすものである。また、全国的な組織基盤を有する民間スポーツ団体を活用するため、クラブ育成を円滑に進めることができるとともに、本事業の波及効果として各地域における自主的なクラブ育成が促されるという効果も期待できる。 以上の点に鑑み、本事業は効率的に実施されると判断。</p> | |
| 有効性 | 効果の把握の仕方（検証の手順） | 地方公共団体に対して総合型地域スポーツクラブの実態について調査を実施、全国の各市区町村における総合型地域スポーツクラブの育成状況を把握し、その全国展開の進捗状況を検証する。 |
| | 得ようとする効果の達成見込みの判断根拠（判断基準） | 文部科学省では平成 15 年度まで総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業を 115 市区町村において実施してきた。この取組の結果、平成 15 年 7 月時点で全国 558 市区町村において 833 の総合型地域スポーツクラブが育成されており、全国の各地域に定着しつつある。今後も当該事業の更なる拡充により、その育成が促進されると判断。 |

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツをめぐる現状

運動不足

週1回以上スポーツ実施率38.5%

子供の体力低下

・S60年代以降下降傾向

従来の学校・企業を中心としたスポーツ振興の限界
・既存のスポーツの場では年齢・種目が限定される
・スポーツをする子としない子の二極化

わが国の地域社会をめぐる現状

少子・高齢化社会の進展

・子供たちの社会性の低下
・地域における人間関係の希薄化等が様々な問題を惹起

地域コミュニティの弱まり (都市化の進展)

・青少年の問題行動
・子供たちの遊び場の欠如
・地域活力の低下

誰でも、いつでも、いつまでもスポーツができる環境づくり
地域コミュニティが従来有していた機能の再構築
が必要

着実な推進

スポーツ振興基本計画

2010年(平成22年)までに、全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成する。

総合型地域スポーツクラブ (多目的多世代)

地域におけるスポーツ振興

健康の保持増進、体力の向上

家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成

放課後・学校週5日制の受け皿

人間関係の再構築
(地域教育力の再生)